

JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会(JPS)

公益社団法人日本広告写真家協会(APA)

一般社団法人日本写真文化協会(文協)

日本肖像写真家協会(日肖像)

一般社団法人日本写真作家協会(JPA)

全日本写真連盟(全日写連)

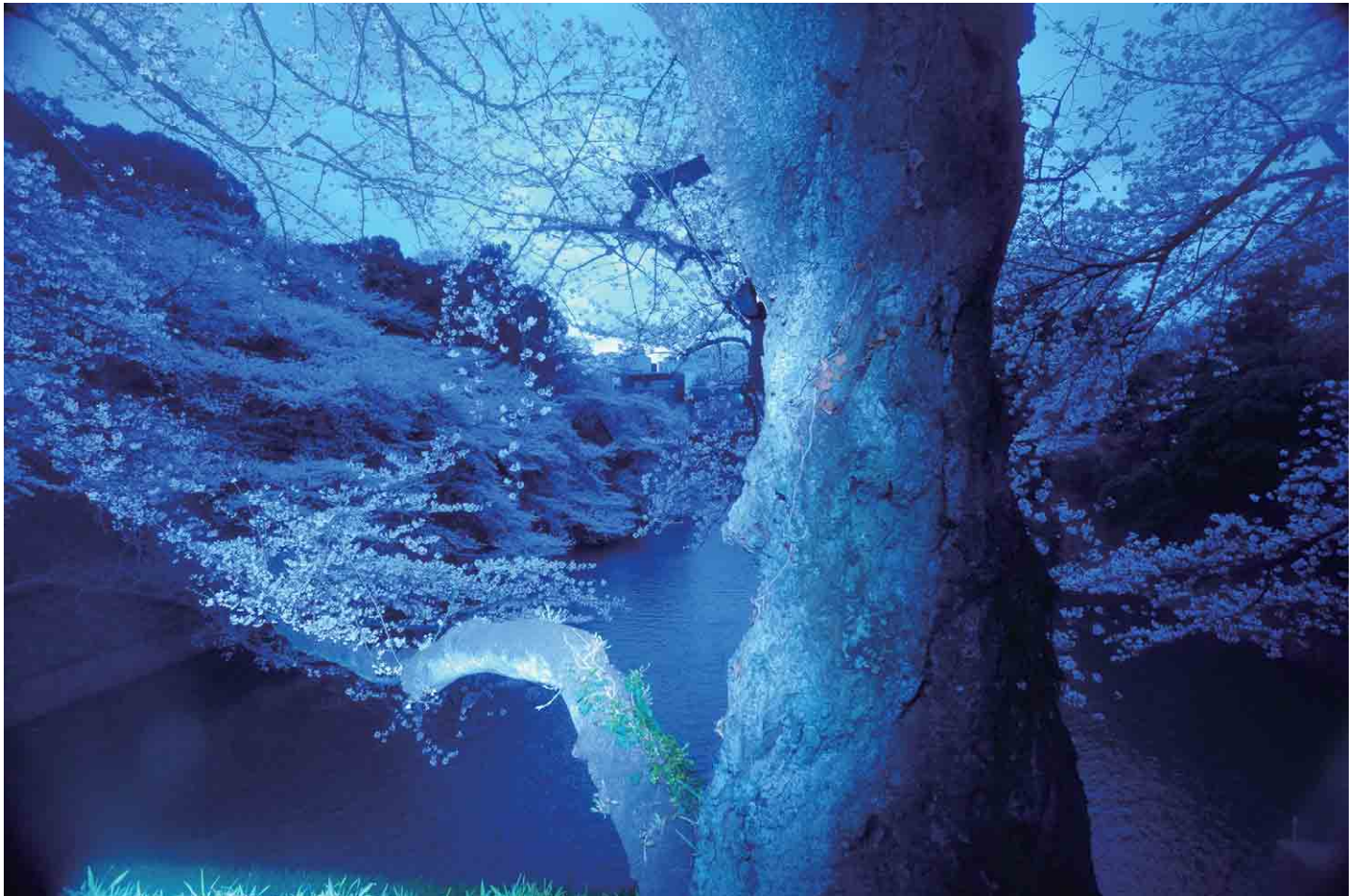
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)

日本自然科学写真協会(SSP)

日本風景写真協会(JNP)

公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体



「九段の桜」

写真:津田一郎 HJPI320600000010

CONTENTS

Vol. 11
2017年2月

目次

新春座談会 「それぞれの写真 それぞれの著作権」 2

スペシャルレポート 「日本写真保存センターに聞く」 4

シリーズ©特別編 「ストリートスナップは死んだのか？」 6

最新ニュース 「中国文学芸術代表团来訪」 8

一般社団法人
日本写真著作権協会 www.jpca.gr.jp

それぞれの写真 それぞれの著作権

JPCA正会員各団体の著作権について考える

現在JPCAにはプロ・アマ問わず国内写真家の10団体が加盟しており、各団体の写真家は実に多様なフィールドで写真活動をしている。写真の分野が違えば、当然それぞれに発生する著作権関連の課題も多様なものとなる。

今回は写真家の立場から日本肖像写真家協会、日本写真作家協会、日本スポーツプレス協会、日本自然科学写真家協会、日本写真協会、全日本写真連盟の各代表を招いてそれぞれの分野で著作権に関する現在の課題について聞いた。



前列左から 野辺修司(日肖写)・田井宏和(SSP)・金子三久(JPA)・上田裕一(PSJ)
後列左から 岡野一之(司会)・勝又ひろし(全日写連)・小林 洋(AJPS)

写真は撮影するだけでは価値がない。作品を発表して初めてその価値が生まれ、問われるものである。この点においてプロとアマチュアになんの隔たりもない。そしてテクノロジーの進歩に伴って様々な変化が始まっていることが見えてきた。

●古くて新しい問題

——コンテストへの類似応募と作品の画像処理

撮影会や祭礼などで撮影した作品で応募することは珍しくない。しかし似たような環境で撮影した複数の写真にはそれぞれ著作権がある。また、同一の作品を異なるコンテストに出すこともデジタル化以降はより簡単になっている。さらにデジタル化によって誰でも容易に合成や修正ができる今日、そのオリジナル性と素材の著作権をどう考えるべきなのか？

PSJ

“類似作品”はいつでも問題になりますね。重複の可能性があり入賞作のEXIFデータを調べたら別人がコンマ数秒違いで撮影したものだったり、逆に画像検索で明らかな重複が判明したこともあります。



全日写連

全日写連は全国で年間300近いコンテストを開催していますが、地方のコンテストで入賞したものを上位のコンテストに応募することは認めています。また、重複についても過去数年の図録を所蔵していますので、ベテラン職員の人力によるチェックが十分機能していますよ。最近ではカメラ内部で合成することができる機能もあり、画像処理を一切禁じたコンテストは少なくなっていますね。その代わり応募の時点で申告する形です。

SSP

天体写真は数十枚の写真を合成することもあります。原則は自然現象をあるがままに撮ったものです。

JPA

我々は他のコンテストで入賞した作品の応募も可能としています。また、今回から「創作部門」という形で合成やコラージュを含めた画像処理を行った作品も積極的に認める形を取ることになりました。その場合にも、権利保護の観点から合成素材は本人のものであることを条件にしています。

全日写連

これからは画像処理を認める部門とネイチャーなどの一発写真限定の部門が分かれてくるでしょうね。ただ、これは応募する側の状況によって変わるかもしれません。

●叩けよ、されば開かれん

——肖像権と向き合う

写真を撮ることは、被写体をイメージに固定することである。被写体なしに写真は存在できない。権利意識の向上に伴って欠かすことができないのが肖像権のコントロールだ。

日肖像

肖像写真の場合、当然ながら撮り下ろしなので撮影の前に被写体との信頼関係や合意はできていますので発表に当たっても問題は起きないですね。現時点で文書に署名を求めることもありません。しかし今後は被写体の世代が下がるにつれて変化するでしょうね。

JPA

作家協会では被写体の対象が幅広く、肖像権については慎重な取り組みをはじめています。特に作品発表時に於いて、子供が主な被写体となっているケースでは、可能な限り保護者の承諾を得るように努めています。被写体が未成年者であるか否かに限らず、書面による承諾を頂いている会員もいます。

AJPS

我々が撮影する対象は著名なアスリートが多く、撮影は許可を得て行いますが、その写真を二次使用する場合の肖像権の許諾は非常に複雑なものとなります。だからと言って萎縮することなく文書やメールでひたすらに許諾を求める努力を続けます。時には返答が得られないこともありますが、そのような努力をしておくことが後々の法的問題を回避することにも繋がるのです。

全日写真連

被写体に撮影や発表の承諾を得るコミュニケーション能力は写真家の素養として今後もっと必要になるでしょうね。

●テクノロジーの行く先に

——動画撮影と著作権

写真界にとって、デジタル技術の進歩は諸刃の剣になるのか？ 4K、8Kと動画の画質が向上して、ついに動画から十分な画質の写真が切り出せるようになった。しかし映画（動画）の著作物の著作権は撮影者には与えられない。プロにとってはビジネスの根幹を揺るがしかねない事態が目の前に現れた。

AJPS

スポーツ取材の世界では、現状ではスチールと動画は取材申請や利用条件によって明確に区別されていますので、問題は出にくくなっています。しかし技術的には動画で撮影して写真を切り出すことが現実味を帯びてきています。特に次のパラリンピックではシャッター音の制限でミラーレス機の登場が待たれていますが、機材的には動画機との境界が変わってくるかも知れません。

SSP

自然科学の分野では秒数百コマの高速度撮影の1コマと静止画は、撮影方法の選択肢で区別はしていません。

AJPS

この件に関しては、法律が技術や実態に追い越されている現状を変えていく法改正が必要でしょう。

●教育目的の権利制限

——補償金制度と学校教育

スマートフォンの普及で、今や中高生の多くが常時カメラを持ち歩いている。学校内での著作物の利用は教育目的に関して権利制限が行われているが、一步離れば権利の保護が必要となる。教育目的の権利制限に関わる補償金制度の検討が行われている中、教育現場では何が求められるのか？

SSP

自然現象の写真は教科書などに使われています。当然教科書に掲載されるときには使用料をいただきますが、ネットに載せられてしまうケースがあります。ネット上では希少な昆虫などの写真が線画イラストにされて流通してしまう被害が起きたことがあります。また、多くが貴重な写真なのに撮影者の氏名が伏せられているのは残念ですね。

AJPS

高校生などに写真を指導する機会がありますが、インスタグラムなどの影響で彼らは写真を取る機会が非常に増えています。しかしその権利についての知識もなく、教育も受けていない。これは懸念すべきことですね。

司会

多くの場合初めてスマートフォンに触れる年代の中高生が何の予備知識もないまま内蔵のカメラで写真を撮り、それをネット上でやり取りすることが常態化しています。

AJPS

写真の技術的指導の機会などを活用して、子供達が著作権に関する知識を得る方策はJPCAとして検討すべき課題ですね。

人々の権利意識とテクノロジーの変化、日々変わり続ける社会の中で写真家はいかに創作を続けていくべきなのか？ 生業として持続可能な環境は確保できるのか？ 社会と共存するために著作権とどう向き合うべきなのか？ 様々な立場の写真家が一致協力すべき課題が一部ではあるが浮かび上がってきた。



日本写真保存センターに聞く

わが国の時代を記録した、歴史的にも貴重な写真原板の保存・活用を目指しているのが日本写真保存センターで、現在は日本写真著作権協会(JPCA)も支援しています。キャリアの長い写真家、古い写真に関係がある方にとって、興味深い存在といえます。その最新状況について、日本写真保存センター調査員の中川裕美さんに聞きました。



相模原フィルム収蔵庫外観

Q 日本写真保存センターについてご紹介ください。

A 写真保存センターは、わが国の時代を色濃く捉えた様々な写真を収集しています。一般的にはプリントを「写真」と呼んでいますが、センターが収集しているのは撮影された時の「写真原板」を指し、乾板やフィルムをご遺族や関係者から寄贈してもらっています。

文化庁の委嘱を受けて作業を始めたのが2007年からで、すでに遺族や関係者約60人から20万本を超える「写真原板」を集め、調査、保存処理の終わった原板約6万本を、神奈川県相模原市にある東京国立近代美術館フィルムセンターの収蔵庫で保存しています。

Q 20万本をコマ数に直すとどのくらいになりますか？

A 保存センターでの収集数は、本数で表記しています。4×5インチのフィルムは1枚を1本。6×6フィルムは12コマを1本。35ミリは36コマを1本と数えていますので、収蔵本数100本のフィルムは約3,600コマにあたります。35ミリの場合、36コマすべてが撮られているものもあれば、10コマしか撮影していないものもあって、必ずしも実コマ数とは限っていません。

Q どのような作業をしているのですか？

A 収集した原板を軽くドライクリーニングし、次いでスキャンしています。スキャンは何が写っているかを確認するために行います。写真原板にはそれぞれ番号を付け台帳に記録します。そこには撮影者名、撮影年月日、場所、テーマや被写体名などを記録しますが、すべての写真家がキチンと記入しているものが少ないので、調査して記録するのに時間がかかっています。

Q どのような写真家のものを集めるのですか？

A 収集当初は敗戦した1945年ごろから1970年代のものが中心でしたが、いまはそれ以前のもの、70年代以降のものも収集保存しています。遺族や関係者も高齢となり、収集するのに手間がかかっています。当然ながら散逸の恐れやフィルムの劣化が進行し、利用できなくなっているものも増えています。

最近では日本人の営みを撮影したアマチュアの方々の写真も収集しています。プロ写真家の写真は画面の隅々まで整理されたものが多く写真的ですが、街並みや、たたく人物や景色といった情報が少ないといった特色がみられます。

Q

デジタルにすれば原板は必要ないという人もいます。なぜ原板の保存でなくてはならないのですか？

A

フィルムはデジタル化すれば原板はもう必要ないという方もおられますが、果たしてそれでよろしいでしょうか。確かにデジタル化すると画像の閲覧が素早くでき、記録媒体の収容スペース少なくてすみ、安価で利便性に優れています。

しかし、メディアなどの保存性については盤石とはいえません。そのため10年ごとに移し替えることが推奨されていますし、機器のハード面やソフトなどが変化すると機器が動かなくなる、といった不便さもあります。

大地震や津波などの災害で、美術館や博物館、官庁などの機器が被害を受けると、その機器に保存されていた重要な記録が一瞬のうちに消失したという例もあります。

その点フィルムは一瞬で記録されていた情報が消えてしまうということは少なく、全損でない限りすべてを失うことは少ないと思います。

Q

どのくらいの密度でスキャンしているのですか？

A

保存センターではフィルムに写っている情報を、すべて高精細で読み取ってはいません。センターでは、35ミリフィルムは原則として800dpiでスキャンしています。この程度ですとキャビネサイズ



相模原フィルム収蔵庫内部

での使用には耐えますが、これ以上の大きさで使用する場合は、別途オリジナルの「写真原板」から高精細スキャンを有償で行います。

Q

ビネガーシンドロームについて教えてください。

A

フィルムが加水分解をして酢酸を出して溶け出してしまう現象を、ビネガーシンドロームといいます。一般家庭でのフィルム保存は大変です。高温多湿度な日本の風土で保存したとすれば、30年以内でビネガーシンドロームが発生する恐れがあります。

またフィルムを納めている包材がプラスチック製のものでは、フィルムがクルクルと丸まって引伸機でのプリントができなくなることもあります。



ビネガーシンドローム

Q

その他の活動について教えてください。

A

保存センターでは、収集したフィルムや資料を使ってのセミナーや写真展などの催しも行っています。一昨年は原子爆弾投下70年で「知っていますか？ ヒロシマ・ナガサキの原子爆弾」という写真展を催しました。昨年は文化功労者の「渡辺義雄の眼 伊勢神宮 イタリア・モスクワ」展を催し、日本写真保存センターの活動の実態を紹介しています。

SERIES

シリーズ © 特別編

「ストリートスナップは死んだのか？」

「被写体の肖像権、プライバシーに関する問題を知るほどに、ストリートスナップ(承諾を得ずに行う市街地での撮影、特に被写体に人物が含まれる写真を撮ること)ができなくなってしまう」、「ビルなどの建造物は自由に撮影しても構わないならば、明確に説明するための根拠となるモノ(文献など)を知りたい、何をみても解決策が書かれていない」そんな声を耳にする。

はじめに、建築物を許諾なく撮影しても原則的に問題ないことは、JPCA NEWS (vol.9参照)でも触れられているが、実際に街で撮影するとガードマンに呼び止められ、許可を得ているのかどうかを問われて戸惑うこともある。著作権法第46条によれば、「美術の著作物でその原作品が(中略)屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、[第46条1号から4号に掲げる場合を除き]いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。([]内は補足)」とされている。しかし、明らかに特定の建物だけを主被写体として撮影している場合には、何らかの目的があつての行為と思われる誤解を招くことはあり得る。

ストリートスナップでは、背景に建造物、建築物が写り込むことも多々生じる。写真に写っただけで、それが発表されたところで、そのビルが複製できる訳ではなく、著作権法上の複製権に触れるとは言えない。本来、ストリートスナップに写り込んだ建造(築)物が問題になるのは、広告など営利目的の利用を対象にしており、写真家が作品として発表したり、写真集に収録したとしても複製権侵害には該当しないと考えるのが妥当だ。

一方で、被写体となるビルの敷地内に知らずに

立ち入りってしまったケースもある。たとえ自由に出入り可能な場所であったとしても、その土地の管理者の許諾なく撮影している、という捉え方も出来なくない。近年外国人の観光客が急増している静岡県忍野村では、民家に人々が無断で立ち入りカメラを向けられ住民が悲鳴をあげている、という問題がある。これについては、住人に了解を求めることがマナーであるし、この場合には、不法侵入・静穏侵害という行為が問われることになりそうだ。また、前者は施設管理上の権利、後者では、(個人の)プライバシー問題も関わってくる。



現実問題として、建物の周辺で撮影していて警備関係者に注意を受けた場合、その場で法律を持ち出したところで納得してもらうことはかなり困難であり、多くの写真家が同様の経験しているのではないだろうか。

次に、人物が被写体となる(構図に含まれる)スナップのケースだが、日本に於いて、人物について法律上の裁判になった例は少ない。しかし、現実的なトラブルが非常に多くなってきているのは確かだ。その原因は何なのか? まず挙げられるのが、

個人のプライバシー権利意識が強くなったこと。2005年に施行された個人情報保護法によって、住所や連絡先を気軽に記入したり、尋ねたりは出来なくなっていることはご存知の通りだ。知らないところで公開されてしまったり、売られたりするのではないかという心配があるのは当然だが、これと共に、写真を撮られることについても、悪用されることを前提とするかのような過剰反応の傾向が現れてきた。芸能人などを中心に「肖像権」という認識がひとり歩きし、盗撮やスクープ写真などが取り沙汰されるほどに、「公的な場所で成人男性が写真を撮る行為」は、「怪しい」というイメージが社会に蔓延してしまったからではないだろうか。



例えばアメリカでは、公的な場所での撮影時に写り込んだものについては、肖像権、著作権の許可は必要ないとされている。しかし、撮影内容によっては、訴訟になったケースが何件もある為、写真家の中には被写体となった人物にサインをもらうなどの対策をとっている人も存在する。近年、ニューヨークの写真学校などで学生の作品を見ると、あらかじめトラブルになりそうな要素を避けていると思われる作品が多く、慎重な指導をしているインストラクターもいるそうだ。この国でも「ストリートスナップは死んだのか」と思える場面にも度々遭遇した。

こうした事態を受けて、ストリートスナップは「できない」という空気になってきている。しかしそれは、従来の撮影手法、ライカが登場した頃のテクニックをやや変化させながら撮り続けているからではないのだろうか？ 時代は変わり、撮影現場に於いては、エシカルな行動、倫理的で道徳的な立居振舞いがこれまで以上に求められるようになったということだ。一方で、写真家としては、撮影時よりも発表に於ける肖像権、プライバシーを問題視すべきである。当然、被写体側もそこをイメージした反応をしているはずだ。

写真家は時代の目撃者となってストリートスナップを撮り続けてきた。同時に多くの謎や疑問、難題にも挑んできた歴史もある。だとすれば、いま、写真家に何が出来るのか？ それを考え生み出すことも現代の写真家の役割ではないだろうか。

写真：棚井文雄 HJPI320600000334

SERIES



《中国文学芸術界連合会代表団の訪問を受ける》

去る2016年12月15日、日本中国文化交流協会の紹介で、中国文学芸術連合会代表団の李前光団長（同連合会副主席）以下の訪問を受けた。

会談では、日本の写真著作権制度や当協会の歴史、著作権管理事業等について質問があり、田沼武能会長と熊切圭介副会長、山口理事が対応した。

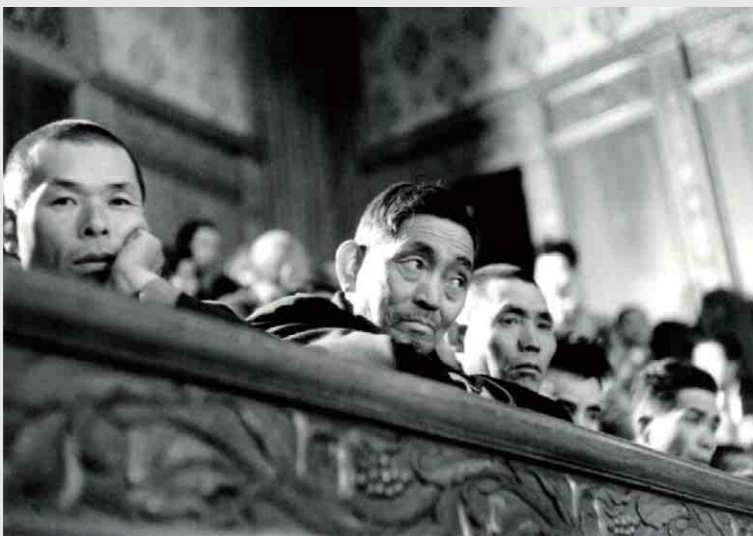
また、かつては日本の写真家が数多く中国を訪問し、深い交流のあったこと、さらに日本の写真界の構成や現状の活動状況を説明をした。



(於：JPS会議室)

イベント情報

JCIIフォトサロン 写真展のご案内



傍聴席(1952年撮影)

吉岡専造 作品展 「眼と感情」

吉岡は高度経済成長期の日本社会を政治から大衆文化まで、広い視野でとらえつづけ、アサヒカメラやアサヒグラフなど数々の雑誌や新聞に発表した。その代表作約60点(全作品モノクロ)をオリジナル・プリントで展示する。

JCIIフォトサロン

期 間：2017年2月28日(火)～3月26日(日)

所 在 地：千代田区一番町25 JCIIビル1F

(地下鉄半蔵門線・半蔵門駅下車
4番出口より徒歩1分)

開館時間：10:00～17:00

入 場 料：無料

休 館 日：毎週月曜日(祝・祭日の場合は開館)